



平成31年3月29日
内閣府沖縄担当部局

特定駐留軍用地跡地の指定について

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第18条の2第1項の規定に基づき、平成31年3月31日に返還が見込まれる牧港補給地区の第5ゲート付近の区域を平成31年3月29日付けで特定駐留軍用地跡地として指定した旨、本日の官報で告示しましたのでお知らせいたします。

《参考》特定駐留軍用地跡地

アメリカ合衆国から返還されることにより特定駐留軍用地でなくなると見込まれる土地であって、その跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が引き続き必要と認められるものを特定駐留軍用地跡地として指定するもの。

【本件連絡先】

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付
政策調整担当参事官室

担 当：大田、大嶽

電 話：03-6257-1692

F A X：03-3581-9761